

下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会の運営方法

1 委員会の傍聴について

(1) 委員会の公開

- ・審議の内容により、非公開とすることが望ましい場合を除き、委員会は、原則公開とする。

(2) 傍聴者について

- ・一般市民及び報道関係者とする。

(3) 定員について

- ・会場の規模によっては人数制限をする場合がある。

2 委員会の記録の取扱いについて

(1) 発言内容の記録について

- ・発言要旨を基本とした記述とする。

(2) 発言者名の表記について

- ・記録の作成にあたっての発言者の表記は、「委員」とする。

(3) 作成方法について

- ・市民部まちづくり政策課が筆記及び録音により記録を作成する。

(4) 公表方法について

- ・「下関市ホームページ」に掲載する。

URL <http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>

(5) 録音及び写真撮影について

- ・記録の作成のため、録音し、必要に応じて写真撮影を行う。